

# 07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事

令和7年6月



独立行政法人都市再生機構 西日本支社 アセット活用部

	課長	照査	設計
決裁			

07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事

都市再生機構 西日本支社 アセット活用部

特記仕様書

設計図書目録		
図面No.	図面名称	備考
1/7	表紙	
2/7	設計図書目録・特記仕様書	
3/7	位置図	
4/7	除草平面図	
5/7	階段工・足場板設置工・屋根設置工位置図	
6/7	階段工詳細図	
7/7	屋根設置工詳細図	

1. 工事概要

1. 工事名称 07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事
2. 工事場所 大阪府茨木市山手台外（東部地区）
3. 工期 契約日の翌日～12月中旬  
年2回除草 1回目：7月上旬～8月上旬頃  
2回目：11月下旬～12月上旬頃

4. 工事概要

彩都東部地区

- 除草工（平地肩掛け式）草丈0.8m以上1.3m未満・密生 3,200㎡【2回分】
  - 除草工（道路供用区間・肩掛け式・飛石防護有） 600㎡【2回分】
  - 伐竹工 170㎡【2回分】
- 計 3,970㎡【2回分】

- 集草・積込・運搬（L=13km以下）（伐竹含む） 3,970㎡【2回分】
- 刈草処分（一般廃棄物） 1.90t【2回分】
- 階段工（H6.0 W0.9） 1箇所
- 足場板設置工 5.5m
- 園路整備工 1式
- 交通誘導警備員B 4人【2回分】
- 屋根設置工 1式

■発生する草等の処理については、一般廃棄物として茨木市環境衛生センターへ運搬・処分するものとする

※数量については有効数字上位3桁とし、以下を切り捨てる。

■倒木はチェーンソーにて切断後、集積し周辺に片付けるものとする

II. 一般共通事項

1. 本工事は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の定める「基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準」令和2年度版（以下「共通仕様書」という）、及び本特記仕様書により施工すること。
2. 図面及び仕様書等に疑義がある場合、または工事に必要な事項で記載のないものについては都市機構監督員（以下「監督員」という）と協議し、その指示を受けること。
3. 本工事の施工に当たり関係官庁及び、周辺住民等と交渉する場合、または苦情・要望等を受けた場合は速やかに監督員に報告し、その指示を受けること。
4. 本工事の資材搬入等に当たっては、既設構造物及び民有財産等に損傷、破損がない様十分留意すること。万一損傷、破損があった場合は速やかに監督員に報告し、その指示により現況復旧等を行うこと。尚、これに用いる費用は請負者の負担とすること。
5. 工事の施工においては「建設工事公衆災害防止要綱（令和元年9月2日 国土交通省告示496号）」に準拠して災害の防止に努めること。
6. 休日及び作業時間は下記のとおりとする。  
(1) 作業時間は原則、平日（月～金）のみとし、日曜・祝日については作業を認めない。  
土曜日については事前に監督員に届出を行い、承諾を得ることで作業可能日とすることができるが、大型重機による作業については、周辺住民との調整により認めていない場合がある。  
(2) 作業時間：8時～17時（ただし、重機作業については9時～17時、土砂運搬については9時～17時とする。）  
(3) 工事実施の都合上、上記の作業日、作業時間外に作業を行わなければならない場合は、事前に監督員と協議を行い、承諾を得ること。  
ただし、災害防止対策等の緊急作業は事後でも可とする。
7. 近年の建設副産物等の増大により、第三者による現場内への不法投棄が発生しないよう日頃から管理を徹底すること。また、場内に限らず機構事業地内において、不審な車両等を発見した場合も直ちに監督員に報告すること。
8. 各種関係法令を厳守して工事の遂行に努めること。
9. 受注者は、交通誘導警備員を適正に配員し、工事車両等による事故等の発生防止を図ること。また、その内訳は警備業法に定める一級検定合格警備員又は、二級検定合格警備員を0人、それ以外の警備員を4人とする。  
尚、配置期間及び時間は監督員の指示に従うこと。

III. 本工事

1. 本工事に当っては、監督員と現地立会を行い、作業範囲の確認を行った上で着手すること。尚、確認に伴う数量の変更は設計変更の対象とする。また、刈草処分数量についても変更の対象とする。
2. 本工事における刈り取り高さについては、原則、地際刈とするが、監督員の確認を得ること。
3. 本工事作業中は、一般車両の通行及び歩行者の妨げにならないよう、また、隣接する民家や駐車車両等へ飛石に十分注意すること。万一、損傷、破損があった場合は速やかに監督員に報告し、その指示により原状復旧等を行う。尚、これに要する費用等は受注者の負担とする。
4. 境界沿いの施工については、必ず監督員と現場確認を行い、その指示を受けた上で作業を行うこと。
5. 本工事の着手時期については、監督員と協議のうえ指示を受けること。
6. 本工事において、肩掛け式での施工については、飛石防護を含むものとする。
7. 大字福井1500-8の除草工事について、道路使用許可申請を行うこと。

IV. その他

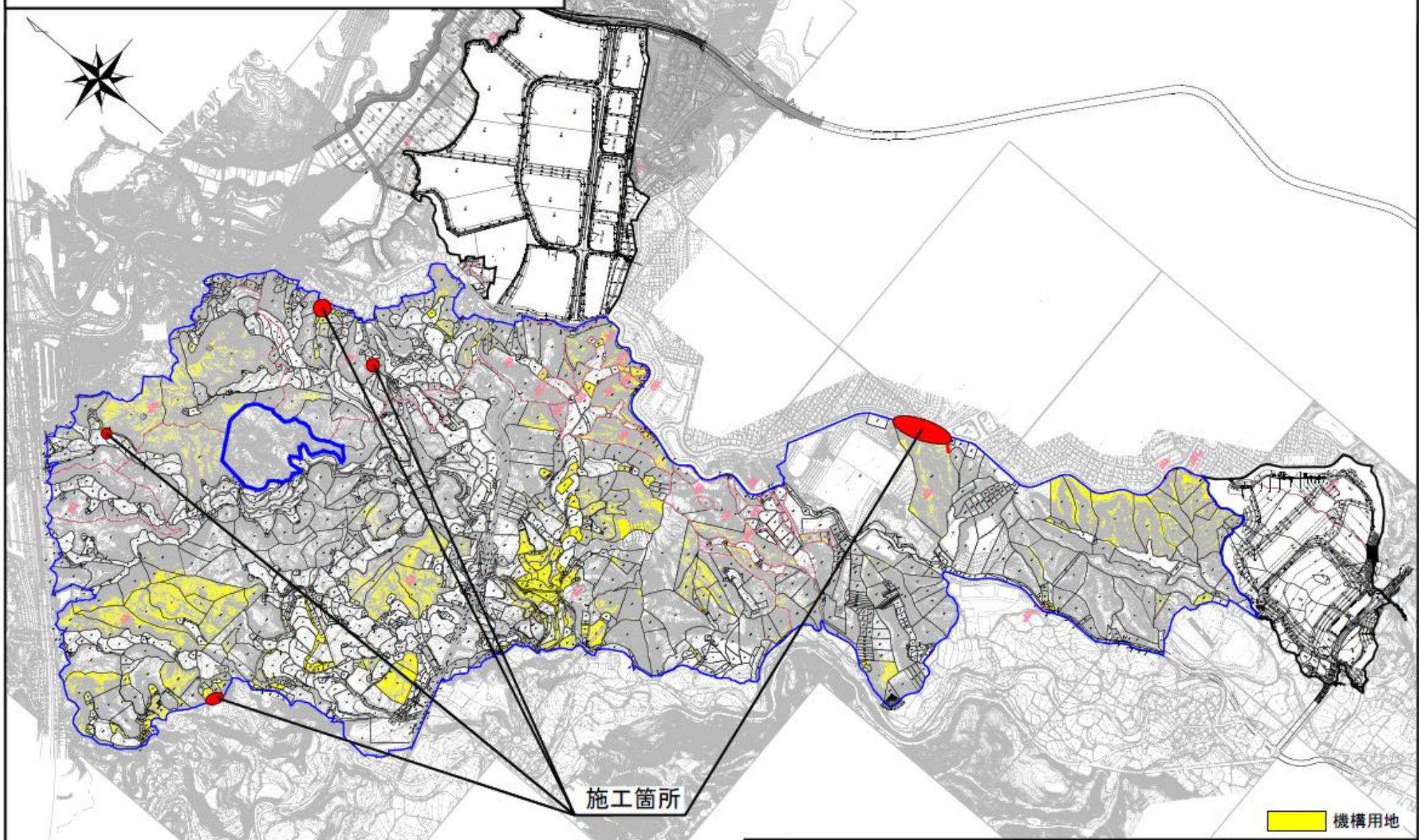
1. 産業廃棄物の処理

本工事から発生するその他廃材（特定建設資材以外の廃棄物）は、「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）」等の関係法令により適切に処理するものとする。尚、本工事において発生する草の処理方法については、下記を標準とする。

・一般廃棄物処理場

種別	施設の名称	施設の所在地	運搬距離	受入条件
草等	東部 茨木市環境衛生センター	大阪府茨木市 東野々宮14-1	片道 12.0km	時間 9:00～16:00、（月～金） 休日 土曜日、日曜日、祝日

07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事



図名

面称

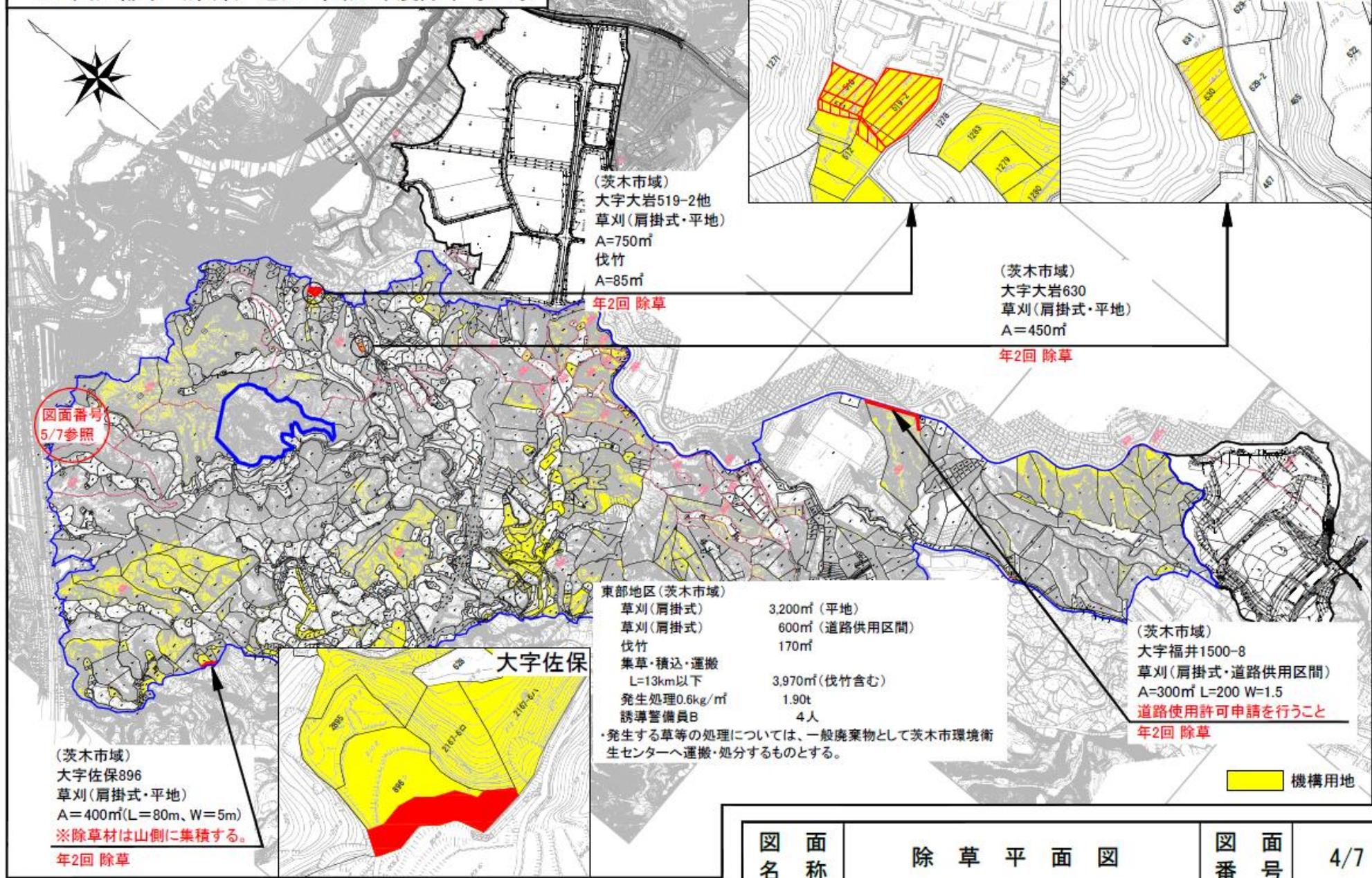
位置図

図名

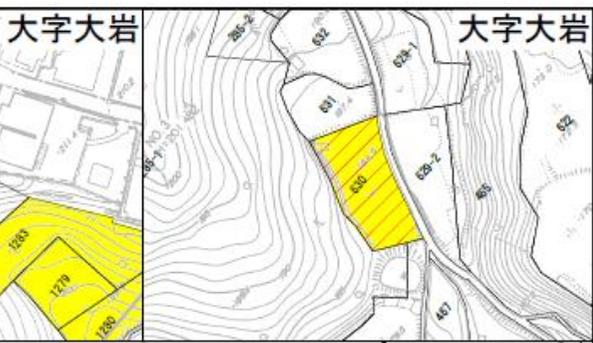
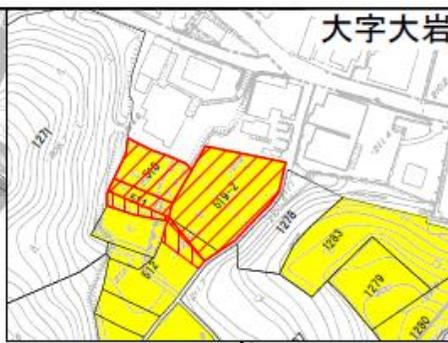
面称

3/7

07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事



(茨木市域)  
大字大岩519-2他  
草刈(肩掛式・平地)  
A=750㎡  
伐竹  
A=85㎡  
年2回 除草



(茨木市域)  
大字大岩630  
草刈(肩掛式・平地)  
A=450㎡  
年2回 除草

図面番号  
5/7参照

東部地区(茨木市域)  
草刈(肩掛式) 3,200㎡(平地)  
草刈(肩掛式) 600㎡(道路供用区間)  
伐竹 170㎡  
集草・積込・運搬  
L=13km以下 3,970㎡(伐竹含む)  
発生処理0.6kg/㎡ 1.90t  
誘導警備員B 4人  
・発生する草等の処理については、一般廃棄物として茨木市環境衛生センターへ運搬・処分するものとする。

(茨木市域)  
大字福井1500-8  
草刈(肩掛式・道路供用区間)  
A=300㎡ L=200 W=1.5  
道路使用許可申請を行うこと  
年2回 除草

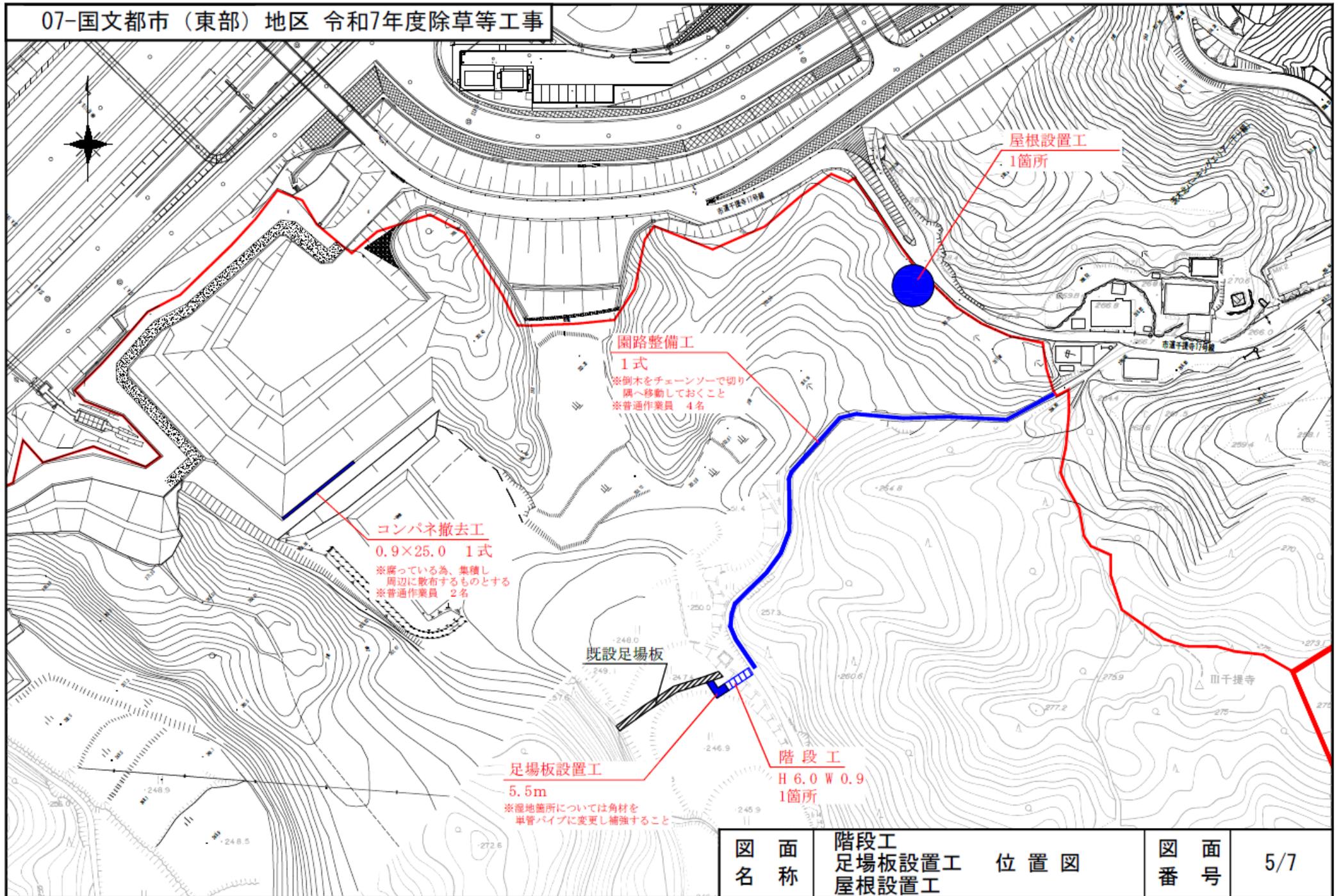
(茨木市域)  
大字佐保896  
草刈(肩掛式・平地)  
A=400㎡(L=80m、W=5m)  
※除草材は山側に集積する。  
年2回 除草



機構用地

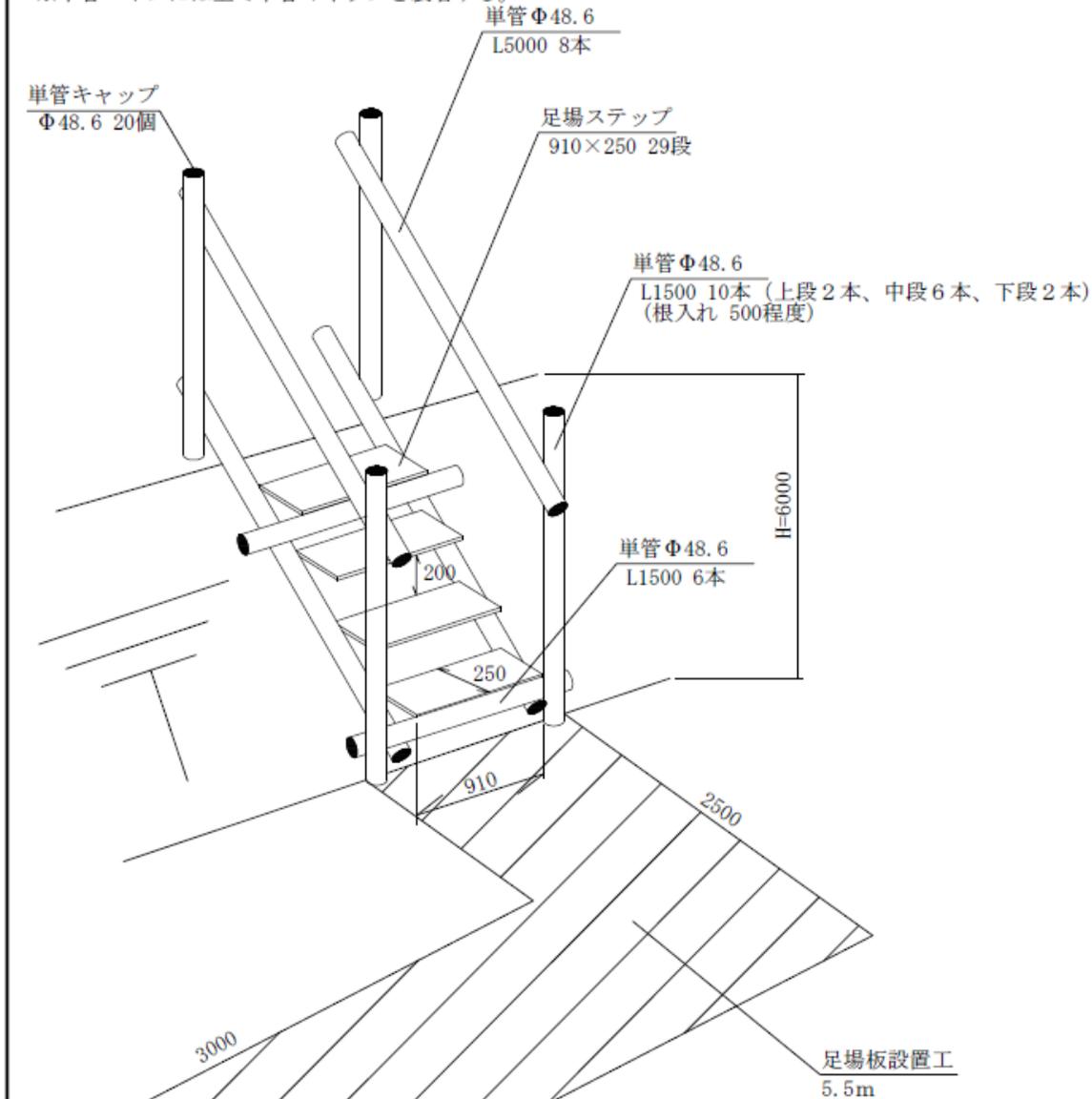
図 名	除 草 平 面 図	図 番	面 号	4/7
--------	-----------	--------	--------	-----

07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事

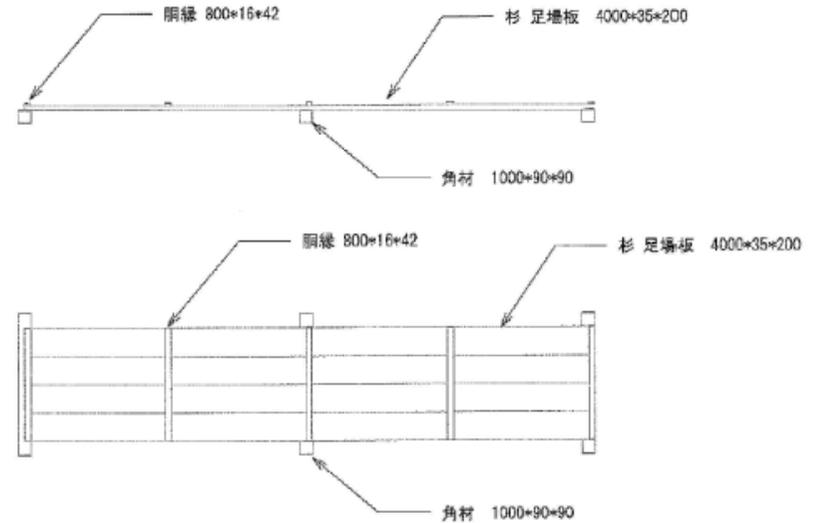


# 07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事

※単管パイプには全て単管キャップを装着する。



## 足場板舗装工



## 階段工数量

単管パイプΦ48.6 L=5000	8本
単管パイプΦ48.6 L=1500	16本
単管キャップΦ48.6	20個
足場ステップ 910×250	29段
単管クランプ	32個
足場板設置工	5.5m

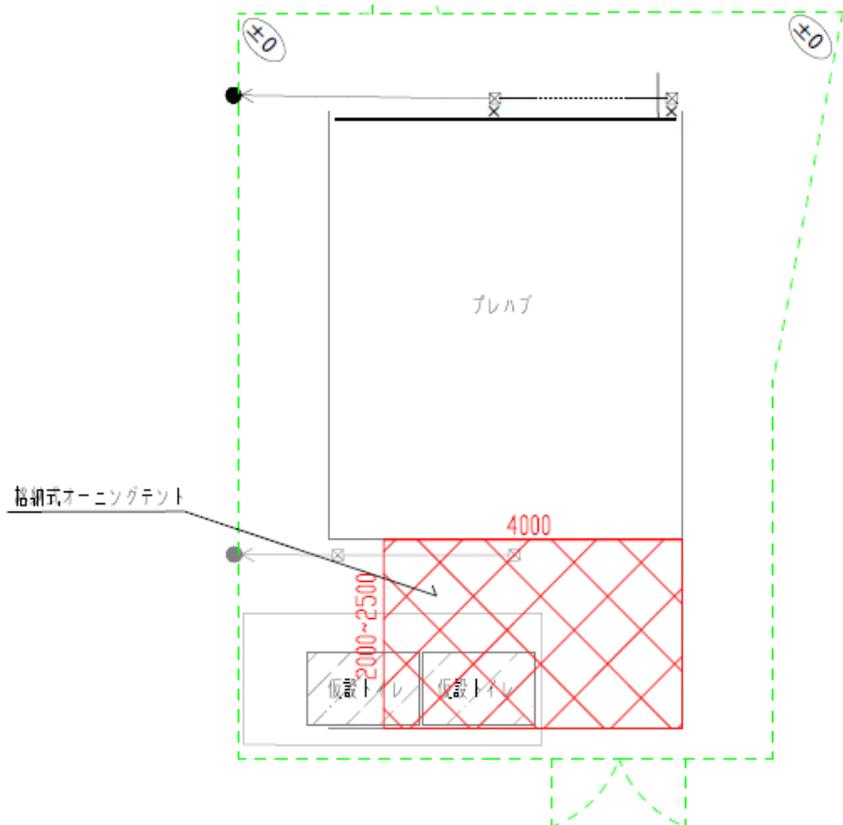
※湿地箇所については角材を単管パイプに変更し補強すること

図面  
名称

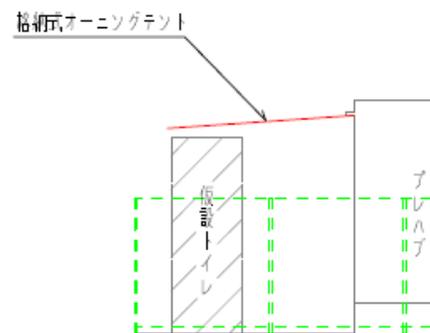
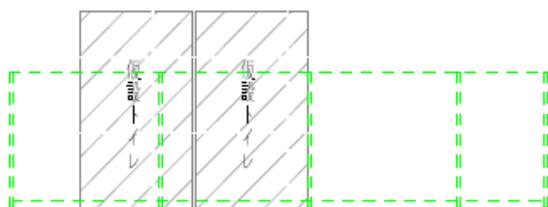
階 段 工  
足 場 板 設 置 工

図面  
番号

6/7



**屋根設置工数量**  
 格納式オーニングテント  
 4.0m × 2.0~2.5m 1箇所  
 普通作業員 4名  
 ※以下の販売会社と同等品とする  
 ・SunHour-JP  
 ・KAKAMI-Home  
 ・KOUHBYJ  
 ・PHUSTJKL  
 etc



図名 面称	屋根設置詳細図	図番 面号	7/7
----------	---------	----------	-----